

東農第1734号
令和6年12月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小椋正清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	伊庭 (伊庭町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

伊庭地区は、昭和57年に県営ほ場整備事業で整備された30haを基本としたほ場で、担い手の農業法人(4法人)、認定農業者(5人)と個人農業者(44人)が共存・共栄しながら主に土地利用型農業(水稻・麦・大豆)により農業経営を継続している。近年、個人農業者の高齢化や後継者不在によるものと農業施設(土地改良事業)の更新に伴う費用負担増から離農が進む傾向が農業者意向調査(アンケート)結果から見受けられ課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在、水稻は、担い手(認定農業者、農業法人)と個人農業者が協力して生産し、麦、大豆、野菜等については担い手が事業主体となって生産を行っており、今後もこのように伊庭町の農業を維持継続させて行く。アンケート結果からリタイヤする個人農業者が今後増えることが予想されるが、新規認定農業者を含む担い手は若年層で規模拡大を望む者が多く、今後離農により出てくる農地については伊庭地区内の担い手がこれの受け皿となり高収益作物も栽培しながら多様な農業経営を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	142.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	142.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手を中心とした農地の集積・集約化を進めるため団地面積の拡大を図りつつ、農地中間管理機構を通じて集積、集団化を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

伊庭地域全体を農地中間管理機構に貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

県営かんがい排水事業に着手している。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

担い手の意向を踏まえながら市、法人、JAと連携し取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる防除作業等は委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②③ 減農薬、スマート農業等の取組を進める。

⑦ 畦畔除去等により労力の省力化と大区画化により作業の効率化を図る。

⑨ 生産された稻藁を飼料として畜産農家に供給し、牛糞を堆肥として生産者のは場に供給し散布する。